

新旧対照表

(新)	(旧)
<p data-bbox="143 300 450 331">第1条～第16条 (略)</p> <p data-bbox="129 400 185 427">附則</p> <ol data-bbox="143 448 1093 767" style="list-style-type: none"><li data-bbox="143 448 779 480">1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。<li data-bbox="143 496 1093 624">2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第13条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。<li data-bbox="143 639 1093 767">3 第12条の規定により繰越承認を受けた事業については、前項の規定にかかわらず、令和13年5月31日以降当該事業の実績報告書が提出されるまでの間、なおその効力を有する。 <p data-bbox="143 831 203 858">附則</p> <p data-bbox="174 879 741 911">この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1133 300 1440 331">第1条～第16条 (略)</p> <p data-bbox="1120 400 1176 427">附則</p> <ol data-bbox="1133 448 2085 767" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1133 448 1769 480">1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。<li data-bbox="1133 496 2085 624">2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第13条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。<li data-bbox="1133 639 2085 767">3 第12条の規定により繰越承認を受けた事業については、前項の規定にかかわらず、令和8年5月31日以降当該事業の実績報告書が提出されるまでの間、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(新)

実施区域	補助対象経費	補助率
<p>1 本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の区域とする。</p> <p>ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。</p> <p>2 経営体育成基盤整備事業において、区画整理を実施する予定地</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画を策定した区域</p>	<p>下記の調査、計画策定等に必要であると認められる経費</p> <p>1) 権利者調査(土地所有者、相続者等を含む。)</p> <p>2) アンケート調査</p> <p>3) 公図連続図作成</p> <p>4) 計画構想図作成</p> <p>5) 営農構想図作成</p> <p>6) 概算事業費算出</p> <p>7) 啓発普及資料作成</p> <p>8) 実施計画策定の前に必要な情報収集や計画作成</p> <p>9) その他ほ場整備事業の計画策定に必要な業務</p>	<p>調査、計画策定等に必要経費の 2 分の 1 以内とし、1,000 円未満は切り捨てとする。</p> <p>ただし、補助上限を 500 万円とする。</p>

別表第 2、別記様式 (略)

(旧)

実施区域	補助対象経費	補助率
<p>1 本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の区域とする。</p> <p>ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。</p> <p>2 経営体育成基盤整備事業において、区画整理を実施する予定地</p>	<p>下記の調査、計画策定等に必要であると認められる経費</p> <p>1 0) 権利者調査(土地所有者、相続者等を含む。)</p> <p>1 1) アンケート調査</p> <p>1 2) 公図連続図作成</p> <p>1 3) 計画構想図作成</p> <p>1 4) 営農構想図作成</p> <p>1 5) 概算事業費算出</p> <p>1 6) 啓発普及資料作成</p> <p>1 7) 実施計画策定の前に必要な情報収集や計画作成</p> <p>1 8) その他ほ場整備事業の計画策定に必要な業務</p>	<p>調査、計画策定等に必要経費の 2 分の 1 以内とし、1,000 円未満は切り捨てとする。</p> <p>ただし、補助上限を 500 万円とする。</p>

別表第 2、別記様式 (略)